

医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算 (医科)

**電子処方箋未導入でも 4 月以降も算定可能に**

1 月 29 日の中医協総会で、4 月以降の医療 DX 推進体制整備加算 (以下、DX 加算) 等の変更内容が示されました。主な変更点をお知らせします。

**①電子処方箋の発行体制がない場合の区分を新設**

DX 加算は電子処方箋の発行体制を有することが施設基準とされてきましたが、電子処方箋の発行に関する事項を施設基準から除いた新しい区分が新設されます。経過措置が満了となる **3 月 31 日** 時点で電子処方箋未導入であっても、マイナ保険証利用率に応じて引き続き加算 **4~6** を算定できます。

**②所定点数の変更とマイナ保険証利用率の引き上げ**

2025 年 4 月から 9 月までのマイナ保険証利用率の割合が示され、現在 10%~30%とされている基準が引き上げられます。また、現行の DX 加算 1 から 3 を含め、所定点数が見直されます。4 月以降の所定点数及びマイナ保険証利用率は下表の通りです。

<現行>

	点数	マイナ利用率
DX加算 1	11点	30%以上
DX加算 2	10点	20%以上
DX加算 3	8点	10%以上

<2025年4月~>

	点数	マイナ利用率	電子処方箋
DX加算 1	12点	45%以上	あり
DX加算 2	11点	30%以上	
DX加算 3	10点	15%以上 ※	
(新設) DX加算 4	10点	45%以上	なし
(新設) DX加算 5	9点	30%以上	
(新設) DX加算 6	8点	15%以上 ※	

※小児科を標榜する医療機関で、次の要件をいずれも満たす場合には、加算 3 及び 6 のマイナ保険証利用率が 12%以上に緩和されます。

- ・小児科外来診療料を算定している
- ・2024 年 1 月 1 日~12 月 31 日の延患者数における 6 歳未満の小児の割合が 3 割以上

**③在宅医療 DX 情報活用加算 (以下、在宅 DX 加算) も同様の変更**

<現行>

	点数
在宅DX加算	10点

<2025年4月~>

	点数	電子処方箋
在宅DX加算 1	11点	あり
在宅DX加算 2	9点	なし

今年 9 月 30 日までの経過措置がある「電子カルテ情報共有サービス」への参加の施設基準は、引き続き存続しています。その満了に合わせ、10 月には改めて基準や点数の変更が行われる可能性がありますので、ご注意ください。